

# 越谷市自治基本条例施行 10 周年の取組について

### ①越谷市自治基本条例施行 10 周年 講演会について

日 時：令和元年 10 月 4 日(金) 午後 1 時～ 4 時  
場 所：中央市民会館劇場  
内 容：**第 1 部** 基調講演  
講 師 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科  
原田晃樹 教授  
テーマ 「自治基本条例をどのように活用するか」  
**第 2 部** 活動発表  
団 体 越谷市住まい・まちづくり協議会  
特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト  
※市民活動支援センター登録団体から選出

### ②「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」の冠及びロゴマークの使用状況について

- ・「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」の冠を付す事業  
令和元年（2019 年）7 月末時点 53 件
- ・「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」のロゴマーク使用状況  
令和元年（2019 年）7 月末時点 22 件

### ③越谷市自治基本条例施行 10 周年のパネル展示について

展示期間：令和元年(2019 年) 9 月から開始  
展示場所：本庁舎 1 階ロビー、各地区センター  
パネル案：別紙のとおり

### ④転入者へのパンフレットの配付状況について

平成 31 年（2019 年）4 月から配付開始  
令和元年（2019 年）7 月末時点 約 1,900 部配付

# 越谷市自治基本条例の概要

## 条例の目的

条例の目的を「住みよい自治のまちの実現」としています。  
また、最高規範として位置づけることで、今後の越谷市の条例、規則、計画などのあらゆる施策の基本となる性格を持っています。



## 自治の基本理念

### 人間尊重

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方で

### 市民主権

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方で。「市民」、「議会」、「市長等」の三者が、お互いに協力してまちづくりをすすめていきます。

## 条例の特徴

### 市民のための条例

わかりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

### 自治の推進

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念ではなく、具体的な手続き・仕組みとして明確にしています。

### 豊かな地域環境の創造

市のあるべき姿について、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、「誰もが安心し、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。



越谷市  
自治基本条例



越谷特別市民  
ガーヤさん

## 条例の構造

前文	越谷市の特性・発展可能性、まちづくりの目標等
第1章 総則	第1条 条例の目的、第2条 条例施行期としての条例の施行期、第3条 条例の施行期
第2章 自治の基本理念と基本原則	第4条 自治の基本理念、第5条 自治の原則、第6条 自治の原則、第7条 自治の原則
第3章 豊かな地域環境の創造	第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念、第9条 豊かな地域環境を創るための基本理念
第4章 市民・コミュニティ組織	第10条 市民の組織、第11条 市民の組織、第12条 市民の組織
第5章 議会・行政	第13条 議会の組織と機能、第14条 議員の選挙、第15条 市民の組織、第16条 市民の組織
第6章 参加と協働	第17条 市民の組織、第18条 市民の組織、第19条 市民の組織
第7章 条例の実効性の確保	第20条 条例の実効性の確保、第21条 条例の実効性の確保

## まちづくりの主体

- 地域の交流
- まちづくりへの積極的な参加
- 発言と行動への責任
- 行政サービスに伴う負担の分担

市民



市議会

- 立法機能
- 監視機能
- 政策立案機能
- 開かれた議会運営



市長等

「市民」とは・・・市内に住み、働き、学びまたは活動する個人や団体をいいます。

- 具体的には、
- ①市内に住所を持っている人
  - ②市内に居住する人
  - ③市内で就業する人
  - ④市内で就学する人
  - ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
  - ⑥市内で活動する法人その他の団体
  - ⑦市内で活動する人をいいます。

- 効率的・効果的・透明性のある市政運営
- 行政サービスの向上と市民福祉の増進
- 分かりやすい情報提供
- 政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任
- 法令等の自主的な解釈と運用
- 国や県、他の自治体との連携・協力



# 越谷市自治基本条例制定までの道のり

## 議論を重ねた2年間

市民の皆さんを主人公としたまちづくりの重要性をうたった自治基本条例は、自治会や市民活動団体・NPOなどからも意見をいただき、多くの市民の皆さんの力をつくりあげました。



### 平成19年

- 7月 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針 決定
- 8月 「自治基本条例に関する講演会」開催
- 9月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会 開催(20年1月まで全8回)

### 平成20年

- 2月 「越谷まちづくりフォーラム」開催
- 3月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会報告書を市長に提出
- 4月 越谷市自治基本条例審議会 設置
- 8月 「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案がまとめられる

### 8月～9月 骨子案に関する懇談会等の開催

- 9月 自治基本条例とサクソとピアノの夕べ開催
  - デュオ ルクレール (17ページ参照) が出演。デュオ ルクレールの松本ひろ実さんは審議会の委員でもあります。

### 平成21年

- 2月 骨子案に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施
  - 28人から78件の意見をいただきました。

**数字で振り返る審議会のはたらき**

- 89**回の会議を実施。29人の委員が条例の内容を白紙の状態で検討しました。
- 25**回の骨子案に関する懇談会を開催。延べ540人が参加。骨子案とは、条例に盛り込む項目を整理したもの。
- 15**回の案案に関する説明会を開催。延べ384人が参加。案案とは、条例のもとになる条文の案のこと。



こしがや産業フェスタにブースを出展。アンケートを行うなど自治基本条例のPRを行いました(20年11月)



駅前(北越谷駅)でのPR活動。ちらしの配布やアンケートなどを行いました(20年9月)



審議会が検討してきた内容がまとめられ、市長へ審申されました(21年3月)



最後の開催となった第9回自治基本条例審議会(全大会)の様子(21年3月)

### 越谷市自治基本条例審議会の役割

審議会では、市長からの依頼に応じて、自治基本条例の内容について検討しました。

#### 審議会の組織

##### 全体会 (29人)

委員全員での会議をし、審議会としての意思決定をしました。

##### 運営・調整委員会 (13人)

会長、副会長、各部会長等が審議会の進め方の検討、各部会の総合的な調整を行いました。

**【第1部会】**  
市民・コミュニティ部会 (11人)  
市民の権利や役割、コミュニティのあり方や住民投票等について検討しました。

**【第2部会】**  
議会・市長部会 (9人)  
市議会・議員の役割や、市長の責務等について検討しました。

**【第3部会】**  
行政運営部会 (9人)  
市の行政運営のあり方や、議員の責務等について検討しました。

##### 市民参画プロジェクトチーム (9人)

より多くの意見を審議会の審議に反映させるために開催する懇談会をはじめ、市民参加の方法や実施体制等について検討しました。

さらに詳しく知りたい方は…  
条例制定までの取り組みや、各条文についての解説など、ホームページでご覧いただけます。  
<http://www.2.city.koshigaya.saitama.jp/sisei/kekauseisaku/jtkihonjorei/index.html>

- 9月 骨子案に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施
  - 4人から10件の意見をいただきました。

### 平成21年

- 1月～2月 市民が創る新たな自治のルール【案案説明&講演会】開催
- 2月 審議会から市長に答申
- 6月 市議会で可決
- 9月 越谷市自治基本条例施行

※現在は、審議会ではなく、推進会議を実施しています。

# 越谷市自治基本条例 ～普及・啓発の取組み 特集1～

## 越谷市自治基本条例施行3周年



施行3周年を記念して  
シンポジウム「楽しみながら学んでみよう！  
～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」  
を開催しました。



▲シンポジウムの様子



▲シンポジウム報告書

自治基本条例のキャッチフレーズも決定しました！！！！

～最優秀賞～

「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」

～優秀賞～

○小学生の部

「まちづくり それは あなたが主役です。」

○一般の部

「いいまちつくる みんなのチカラ」



越谷特別市民  
ガヤちゃん



～越谷市自治基本条例（全文）～



～越谷市自治基本条例シンポジウム～



# 越谷市自治基本条例

## ～普及・啓発の取組み 特集3～

現在も越谷市では、「越谷市自治基本条例」の普及・啓発に取り組んでいます。

### ～その1～

市では、平成22年4月に越谷市自治基本条例の実効性を確保することを目的として、越谷市自治基本条例推進会議を設置しました。



▲推進会議の様子

### ～その2～

市では、毎年、市内の小学生に対し、「自治基本条例 子ども版パンフレット」を配布しています。



▲越谷市自治基本条例パンフレット（左）  
子ども版パンフレット（右）



～越谷市自治基本条例（全文）～

### ～その3～

市内の高等学校に出向き自治基本条例の講演を実施しています。



▲講演の様子